

あさひかわ 労基協だより

新年号



写真は旭山動物園ペンギンの歩行

目 次

旭川地方労働基準協会長あいさつ	1
旭川労働基準監督署長あいさつ	2
北海道冬季ゼロ災運動	3
北海道最低賃金	7
年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう	8
工事を発注される方　トラックを利用する発荷主・着荷主の方	
貸切バスを発注される方へ	10
第85回全国産業安全衛生大会	12

旭川地方労働基準協会

旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6階
 TEL 0166-22-8621 Fax 0166-22-8687
 URL : <http://www.asahikawa-lsa.jp>
 E-mail : jimukyoku@asahikawa-lsa.jp



新年のごあいさつ

旭川地方労働基準協会長 高沼 克広

新年、明けましておめでとうございます。

2026年の幕開けを迎え、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。新たな年のスタートにあたり、旭川地方労働基準協会の新会長として皆様にご挨拶申し上げます。

昨年は、様々な課題や変化がありましたが、皆様のご努力とご協力により、安心・安全な職場環境の確保に向けた取り組みが進展しましたことを心より感謝申し上げます。

さて、北海道経済の2026年の見通しについては、ラピダス社による先端半導体の量産化に向けた取り組みが本格化するなか、関連する設備投資の拡大が期待されています。さらに、ガソリン・軽油の旧暫定税率廃止などを背景に家計の節約志向が和らぎ、個人消費額の増加も見込まれることから、景気は緩やかな持ち直し基調を維持するとの見方が広がっています。一方で、日中関係の悪化に伴う日本産水産物の輸入停止措置や日本への渡航自粛要請により、中国人旅行客のキャンセルが相次いでおり、観光関連産業への影響が懸念されます。加えて、建築基準法の改正を受けて住宅投資が大幅に減少することがほぼ確実視されており、先行きには不透明感も残っています。

続いて、北海道の労働災害の発生状況について申し上げます。死亡災害が近年増加傾向にあり、建設業や林業を中心として、墜落・転落による事故が多く発生しています。とりわけ、こうした死亡災害の多くがベテラン作業員に集中していることから、年齢や経験年数に関わらず、改めて安全対策への意識を一段と高めていくことが喫緊の課題となってい

ます。一方で、死亡に至らないものの4日以上 の休業災害は前年より減少しており、一定の防止対策が効果を上げ始めているといえますが、引き続き労働環境の改善に努める必要があります。

まず求められるのは、労働条件の一層の改善です。働き方改革の推進や労働時間の適正化はもちろんのこと、高齢化の進展に伴い、特に過疎地域では若年層の流出が深刻化しており、人材確保の面でも大きな課題を抱えています。さらに、近年では労働者のメンタルヘルスが重要視されており、職場でのストレス管理や健康維持のための取り組みが求められています。加えて、夏期の熱中症対策に加え、従来は想定しがたかった熊の出没への備えなど、地域特性に応じた安全対策も重要性を増しています。

こうした諸課題に対し、当協会は今後も労働災害防止の取り組みを強化し、労働環境の向上に全力を尽くしてまいります。特に、労働安全衛生に関する情報提供や教育の充実を図り、働く皆様が安心して業務に従事できる環境づくりに注力していく所存です。

また、労働基準法の遵守と適正な労働条件の確保は、私たちに課せられた重要な責務です。これまで同様、地域の労働状況を的確に把握し、必要な対策を講じてまいります。皆様との連携をさらに深めることで、地域全体の労働環境をより良いものへと発展させていけることを、心より願っております。

最後になりますが、本年が皆様にとりまして健やかで実り多い一年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

謹 賀 新 年

高橋謙太郎	蝦子明則	野村幸生	野脇義仁	高嶋嘉信	堂垣内康弘	常任理事	柏葉健一	盛永喜之	伊藤慈洋	後藤英司	高田雅史	柴崎嘉人	荒井克典	山口専三	副会長	高沼克広	会長
-------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	----

森本千晶	西村仁	監事	富山剛	山中雄	檜山正人	中山晋一	伊藤裕介	角谷不二雄	藤田哲也	石山博朗	堂向修司	黒田隆一	山下久充	岡野雅彦	生駒雅実	田中正人	媚山剛志	樋口直樹	渡辺直樹	理事
------	-----	----	-----	-----	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----



年頭のごあいさつ

旭川労働基準監督署長 近藤 英孝

新年あけましておめでとうございます。

新春を迎え、旭川労働基準協会の皆さまをはじめ、地域の産業を支える多くの事業者の皆さまに、心よりお慶びを申し上げます。

また、平素より労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、企業経営を取り巻く環境は依然として厳しさと変化を併せ持っていました。人手不足が構造的に続くなか、働く人の価値観や職業観も多様化し、「安心して長く働ける職場であるか」「自分の力を発揮できる環境があるか」といった点が、企業選択の重要な要素となっています。

こうした時代において、企業が持続的に発展していくためには、労働者一人ひとりが生き生きと働ける職場づくりが不可欠です。それは労働災害を防止する、就業環境を整えることにとどまらず、働く人の意欲や能力を最大限に引き出すための「人を大切にする経営」を実現することが望まれます。

それと同時に、職場内でのコミュニケーションが円滑で、互いに尊重し合える風土が根付いている職場であることも重要です。

そのような職場環境づくりに取り組むことは、従業員の定着率の向上や生産性の向上にもつながり、結果として企業の競争力を高めることとなります。

また、旭川地域は道北経済の中心として、製造業、建設業、運輸業、サービス業など多様な産業が支え合う地域です。それぞれの企業が働きやすい職場づくりを進めることは、地域全体の雇用を安定させ、若い世代がこの地で働き、暮らし、家庭を築いていける地域社会の実現にもつながります。

言い換えれば、「人を大切にする職場づくり」は、地域の持続的な発展に直結する取り組みとなるのです。

旭川労働基準監督署では、引き続き、労働基準法・労働安全衛生法の遵守を基盤としつつ、事業場の自主

的な安全衛生活動や働き方改革の推進を支援してまいります。特に、労働災害防止に向けたリスクアセスメントの定着、メンタルヘルス対策、そして中小企業における労務管理の充実など、現場に寄り添った指導・助言に努めてまいります。

さらに、今後は法令遵守のその先にある、働く人が安心し、誇りをもって働ける職場づくりを皆さまとともに目指したいと考えています。そのためにも、行政・企業・労働者がそれぞれの立場から対話を重ね、信頼関係を築いていくことが重要と考えています。

安全で健康的な職場環境は、現場で働く一人ひとりの意識と行動の積み重ねによって実現されるものです。どうか本年も、職場の安全文化の定着に向けて、皆さまのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また今年も、重要なお知らせがあります。

令和8年9月16日(水)から18日(金)までの3日間、北海きたえーる、札幌コンベンションセンターほかを会場として、「全国産業安全衛生大会」が北海道で開催されます。

全国から安全衛生の専門家や事業者が集い、最新の技術動向、災害防止の好事例、組織マネジメントなど、多岐にわたる学びの機会が提供されます。道内での開催は貴重であり、企業の安全衛生水準の向上に直結する絶好の機会です。旭川地域からも、多くの事業者・安全担当者の皆さまにぜひご参加いただき、安全文化のさらなる発展にお役立ていただければ幸いです。

結びに、本年が皆さまにとって実り多き一年となり、旭川地域が「誰もが安心して働ける、活力あるまち」としてさらなる発展を遂げますことを心より祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。

新 謹
年 賀

旭川労働基準監督署

副署長	渡辺 英樹	
第一方面主任監督官	手塚 規幸	安全衛生課長 佐藤 憲司
第二方面主任監督官	伊藤 健太郎	業務課長 山田 彰
第三方面主任監督官	齋藤 恵介	労災課長 筒井 一樹

北海道冬季ゼロ災運動

～冬季特有の労働災害を防止しよう～

冬季の北海道では、路面凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、除雪作業に伴う墜落や重機との接触、屋内での内燃式発電機等の使用による一酸化炭素中毒などの冬季特有の労働災害が多く発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」は、これらの労働災害を防止するため、事業者と労働者が一丸となって取り組みを行う具体的な事項を提唱し、冬季ゼロ災の実現を目指すものです。

労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。

取組期間

令和7年12月1日
～令和8年3月31日まで

重点災害

- ・ 転倒災害
- ・ 交通労働災害
- ・ 雪下ろしの際の墜落災害
- ・ 除雪作業時の重機災害
- ・ 一酸化炭素中毒



取組内容

共通事項

- 1 経営トップは冬季ゼロ災に向けた各種対策に積極的に取り組むこと。
- 2 冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置を講じること。(リスクアセスメント)
また、作業開始前のKY(危険予知)活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 3 安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自ら具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
- 4 気象情報を事前に把握し、これに応じた作業スケジュールを計画すること。
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれがある場合や悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- 5 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- 6 特に初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方(小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと)、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

転倒災害防止対策

- 敷地内の安全通路を定め、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまづく原因の改善及び除雪、凍結しやすい箇所における融雪剤や砂の散布、温風機、融雪マットの設置等による転倒防止措置を講じること。
- 滑りにくい靴を使用し、屋内に入る場合は、靴裏に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底すること。
- 車両への乗降の際には、降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- 歩きスマホ等転びやすい行動、手をポケットに入れて歩く等けがにつながりやすい行動をしないよう徹底すること。
- 転倒を予防する体操を実施するなど、身体機能の維持向上のための取組を積極的に取り入れること。



雪下ろし作業対策及び除雪作業時の重機災害防止対策

- 作業開始前に雪下ろしする屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具を使用すること。
- 気象情報を事前に把握し、気温が高く、雪が融けて滑りやすくなる場合には作業を中止する等の基準を策定すること。
- 屋根等の高所に昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- 屋根の雪下ろし場所周辺は、立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。
- 重機を使用して除雪作業を行う際は、周囲の者が重機に接触する災害を防止するため、あらかじめ作業計画を作成し、作業範囲内への立入禁止措置を講じること。

交通労働災害防止対策

- 冬道を運転する場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離の確保及び早めのブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早めの出発を心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 走行する道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し周知すること。
- 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、徐行を心掛けること。



一酸化炭素中毒防止対策

- 1 自然換気が不十分な屋内作業場等においては、内燃式発電機、コンプレッサー、ジェットヒーター等の内燃機関を有する機械を使用しないこと。
- 2 やむを得ず屋内で内燃機関を有する機械を使用する場合は、関係者以外の立入禁止措置を講じ、関係者が立ち入る場合には十分な換気を行うとともに、立ち入り前に一酸化炭素濃度を測定し安全を確認してから立ち入ること。



STOP 転倒災害(事例)

〈概要1〉 死亡災害 2月 午前8時発生

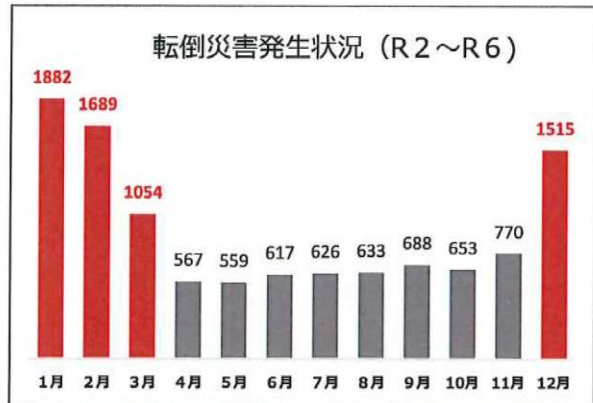
駐車場で車を降りた際に、凍結路面に足を滑らせ転倒し、後頭部を強打した。

〈防止対策〉

- ・ 駐車場に滑り止めの砂をまくこと。
- ・ 滑りにくい靴を選び使用すること。

こんな場所は要注意!

- 凍結路面
- 再凍結した場所
- 除雪機械等が通過した直後のつるつる路面
- 交差点の手前(横断歩道)
- 薄っすらと雪が積もった道路
- 屋外階段



〈転倒災害防止のため積極的に取り入れていただきたい事項〉

1 気象条件に応じた転倒防止対策

積雪が十分ある状況で気温が上昇し、その後気温がマイナスに低下した場合や、雨が降った後に気温がマイナスに低下した場合には、つるつる路面が形成されやすく、転倒災害が発生しやすくなることから、気象情報を事前に把握し、路面の状況に応じて砂をまく等の対策や転倒の注意喚起を行うこと。

2 転倒時のけがを軽減させる服装の励行

厚手の手袋や帽子などの服装によっても転倒時のけがを軽減できる場合があるため、転倒の注意喚起と併せて安全な服装の選択を励行すること。

3 転ばない、転んでもけがをしにくい身体づくり

労働者の高齢化の影響により、転倒災害発生件数は増加傾向にあり、転倒時のけがの程度も重篤化している傾向があることから、転倒予防体操を実施するなど、身体機能の維持向上の取組を積極的に取り入れること。



転倒予防体操
(ウインターライフ
推進協議会)



日々の適度な
運動が重要!

腰と股関節の筋肉を
柔らかくする体操例

参考サイト: 転ばないコツ教えます 札幌発! 冬道を安全・快適に
歩くための総合情報サイト (ウインターライフ推進協議会)

URL : <https://tsurutsuru.jp/>



STOP 除雪作業に伴う災害（事例）

〈概要1〉 死亡災害 1月 午後1時発生
屋根の上に上がって雪落とし作業を行っていたところ、足元の雪が滑り出し、雪とともに地上に落下し雪に埋もれた。

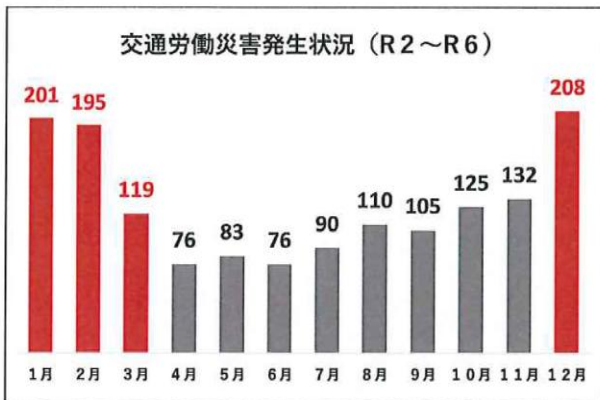
- 〈防止対策〉**
- ・墜落防止のために、墜落制止用器具を使用する等墜落防止措置を講ずること。
 - ・気温が高く、雪が融けて滑りやすい場合には作業を中止



〈概要2〉 死亡災害 1月 午後2時発生
作業者が停止していた除雪車の後ろを通行しようとしたところ、除雪車が後退してきたためひかれた。

- 〈防止対策〉**
- ・重機の周囲の立入禁止や誘導者の配置により接触防止措置を講ずること。

STOP 交通労働災害（事例）



〈概要1〉 死亡災害 3月 午前11時発生
公道走行中、凍結路面のカーブにおいてスリップして道路から逸走し、電柱に激突した。

- 〈防止対策〉**
- ・路面状況に合わせた安全速度で走行すること。

STOP 一酸化炭素災害（事例）

〈概要1〉 死亡災害 1月 午後零時発生
ガソリンエンジン式コンプレッサーを使用して室内の塗装業務を行っていた作業員が一酸化炭素中毒で倒れた。

- 〈防止対策〉**
- ・換気が不十分なところでエンジン式コンプレッサー（内燃機関を有する機械）を使用しないこと。



厚生労働省 北海道労働局・労働基準監督署（支署）

(2025.11)

「ちゃんとチェック！」
北海道の最低賃金

地域別最低賃金




最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 1,075 7. 10. 4発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。


特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	時間額 1,113 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,165 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 1,116 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 1,105 7. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

- 最低賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
 - ・賃金上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージの詳細は、下記QRコードよりご確認ください。
 - ・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）
- ・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- ・北海道労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/hokkaido:roudoukyoku/>

北海道労働局 検索 ⇒  最低賃金について 検索 ⇒  「賃上げ」支援助成金パッケージ 検索 ⇒ 

 厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

もっと自分らしい 働き方 休み方

Refresh!

働き方

休み方



年末年始は
年休とって
ほっとひとやすみ

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年休取得促進
特設サイト▶



もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されず次に次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

工事を発注される方 トラックを利用する発荷主・着荷主の方
貸切バスを発注される方へ

もっと！
 はたらきかた
 ススメ！

Promote
 Work Style
 Reforms!

建設業従事者、
 トラックドライバー、
 バス運転者にも、

2024年4月から時間外労働の
 上限規制が適用されています。

皆さまで力を合わせて、
働き方改革に取り組みましょう！



働き方改革
 コンタクター
 玉木 宏

建設業従事者



週休2日を確保可能な
 適正な工期・代金による
 工事の受発注をお願いします。

トラックドライバー

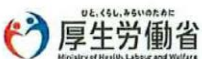


荷待ち・荷役等時間の短縮に向けた
 取組をお願いします。適正な運賃・料金の
 収受に向けた話し合いをお願いします。

バス運転者



行程やダイヤについて
 話し合いをお願いします。



長時間労働を減らすため、取引業者の
 皆さまにご協力をお願いしています。

詳しくはコチラ

はたらきかたススメ





今、始めよう!

発注者・荷主の皆さまに 取り組んでいただきたいこと

建設業従事者について

工期が短い、
週休2日を
確保できない…



工事の受注・発注に当たっては、
週休2日を確保可能な
適正な工期の設定を。

工事の受注・発注に
当たっては、適切な金額
での契約を心がけましょう。

トラックドライバーについて

長時間の
荷待ちや
荷役作業が
負担…



荷待ち・荷役等時間短縮のため、
適切な日時指定、予約システム
の導入など効率化の工夫を。

「標準的運賃」を参考に、
運賃や荷待ち、荷役作業の
料金の見直しをしましょう。

バス運転者について

運行スケジュール
によっては、
休憩や休息が
とれない…



貸切バスや送迎バス、
コミュニティバスの発注の際は、
改善基準告示に沿った
運行ができるよう
行程やダイヤについて
バス事業者とよく話し合いを。



物流・建設業界では、新たなルールが始まっています。



新物流効率化法

物流効率化法
理解促進
ポータルサイト



- ✓ すべての荷主・物流事業者に物流効率化のために取り組むべき措置(積載効率の向上・荷待ち・荷役等時間の短縮)についての努力義務を規定。 令和7年
4月施行
- ✓ 一定規模以上の荷主・物流事業者について特定事業者として指定し、物流効率化の取組に関する中長期計画の作成、定期報告の義務を規定。 令和8年
4月施行予定
- ✓ 一定規模以上の特定荷主について、物流統括管理者の選任の義務を規定。 令和8年
4月施行予定

改正建設業法

改正建設業法
ポイント
解説ページ



- ✓ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項とする義務を規定。 令和6年
12月施行
- ✓ 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(公共工事で義務)を規定。 令和6年
12月施行
- ✓ 適正な労務費等の確保と行き渡りのため、著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼の禁止を規定。 令和7年
12月までに施行
- ✓ 受注者にも工期ダンピングの禁止を規定。 令和7年
12月までに施行

詳しくは各種サイトをご確認ください。

はたらきかたスズメ

建設業従事者、トラック・バス・タクシードライバーの働き方改革を進めるために私たち一人ひとりができる取り組みを掲載しています。



自動車運転者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

時間外労働の上限規制や改善基準告示をはじめ、トラック事業者の方、荷主の方双方に向けた情報を掲載しています。



建設業従事者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

建設業の概況や発注者向け・建設事業者向け情報、各種相談窓口等に関する情報を発信しています。



第85回

全国産業安全衛生大会



大会テーマ
大地にみなぎる 安全・健康 決意の力

令和8年

開催期間 **9月16日** ⇒ **18日**
水 金

会場 北海道立総合体育センター (北海きたえーる)
札幌コンベンションセンター ほか (北海道札幌市)

同時開催 緑十字展2026 札幌市スポーツ交流施設 (つどいむ)

研究(事例)発表 募集中!

応募締切日：令和7年 12月31日(水)

中災防HPで応募要項をよくご確認の上、
専用の応募フォームからご応募ください。

<https://www.jisha.or.jp/event/taikai/happyou.html>



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL:03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/event/taikai/>

主催：中央労働災害防止協会

協力：公益社団法人北海道労働基準協会連合会 協賛：各都道府県労働基準連合会 (県協会) ほか

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防

Japan Industrial Safety & Health Association



中災防 HP



大会 Instagram